

# 面会交流支援のルールと注意事項

～子どもが主人公の面会交流をめざして～

## 1 子ども優先の面会日程の調整

子どもの都合や健康状態を把握している同居親から複数の候補日を提示してもらい、別居親と支援員が調整して決めます。約束した日程は、病気や天候不順などやむを得ない事情が発生しない限り、誠実に実行してください。原則として、振替実施は行いません。

## 2 面会時の同居親や祖父母等の同席について

支援員から特別の許可がない限り、面会時の同居親や祖父母等の同席は認められません。

## 3 子どもへのプレゼント

面会時のプレゼントは事前に支援員にご相談ください。また、高価なプレゼントは控えてください。

## 4 子どもの写真・動画の撮影について

同居親の許可があり、かつ子どもが嫌がらない場合は数枚の撮影は構いませんが、撮影に熱中しすぎて、子どもとの対話がおろそかにならないようご注意ください。

## 5 外部との通信について

面会交流中は、携帯電話などで、子どもに外部と通信・通話させることはできません。親子のふれ合いを大切にお過ごしください。

## 6 その他

●暴言暴力、破壊行為、子どもの連れ去りは絶対に許されない行為です。また、子どもから相手方の様子を聞きだす行為は、子どもに精神的な負担を与えますので絶対にしないでください。このような行為があった場合や、行為に及ぶ可能性が高いと支援員が判断した場合は支援を中止いたします。

●この事業は、父母間の合意にもとづき面会交流を支援するものであり、父母間の紛争の調整や仲介を行うものではありません。

## 面会交流中の事故や怪我について

面会交流支援に際して、子どもが事故にあったり、怪我をした場合は、その時おさまと一っしょにいた父母が責任を負い、市及び支援団体は一切の責任を負いません。面会交流中は、交通事故等に十分にご注意ください。

## 面会交流支援に関するご相談はこちらへ

### ▶「お問い合わせ・申し込み」について

北九州市立 母子・父子福祉センター

TEL 093-871-3224

受付 月～金曜日 / 9:30～17:30

休日 毎週土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

ホームページ <http://www.kitakyu-boshi.com>

北九州 母子・父子福祉センター



〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号(ウェルとぼた4階)  
【交通機関】JR鹿児島本線、市営バス、西鉄バス 戸畑駅下車 徒歩1分  
【駐車場】120台(30分を超える時間について、30分につき150円)

### ▶「事前相談・支援の内容」について

NPO法人  
北九州おやこふれあい支援センター

TEL 093-383-7714

受付 月～金曜日 / 10:00～16:00

休日 毎週土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※面会交流支援は土日、祝日にも行っています。

ホームページ <http://kofure.web.fc2.com>

NPO こふれ



〒803-0818 北九州市小倉北区堅町1-2-30 三原第2ビル3階  
【交通機関】西鉄バス大門から徒歩3分、JR西小倉駅から徒歩8分  
※駐車場がありませんので、車でお越しの際は、近くの有料駐車場をご利用ください。

北九州市

# 面会交流支援事業のご案内

「パパにもママにも会いたい…」  
子どものためにできること



面会交流とは、離婚や別居で親と離れて暮らす子どもが、

定期的に親と会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。

離れて暮らしていても、子どもにとってお父さんお母さんは大切な存在です。

北九州市は、そんな“子”と“親”の面会交流をサポートします。

北九州市子ども家庭局子育て支援課

## Q 面会交流とは？

A 面会交流とは、離婚や別居により、親と離れて暮らしている子どもが、定期的に親と会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することを言います。

## Q 面会交流支援事業とは？

A 相手方に対する不信任や様々な事情で、自分たちだけでは子どもの面会を実施できない場合に、支援員が中立的な立場から、父母の間に立って“付添い”や“受渡し”などの支援を行います。面会交流は、原則、月に1回までです。最長で1年間、支援します。

## Q 面会交流支援事業の利用の費用は？

A 原則無料です。ただし、条件確認のための提出書類の準備費用、面会時の交通費や屋外施設の利用料等は負担していただきます。

ひとつ屋根の下に暮らしてなくても、離れて暮らす親の愛情を実感しながら育つことで、子どもは深い安心感と自尊心を得られます。面会交流は、子どもが親を知り、その愛情を確認して安心して育つための、「親」と「子」の重要なつながりです。



### 面会交流支援事業の対象となる方

以下のすべての条件に該当する方に限ります。

- 子どもの年齢が概ね15歳未満(中学生まで)
- 同居親(子どもと共同に住んでいる親)または別居親(子どもと離れて暮らしている親)のいずれか一方が、児童扶養手当を受給しているか、もしくは、児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること

同居親が市内に住所を有していること

本市の面会交流支援事業を利用したことがないこと

面会交流について父母間の合意があること※

※“父母間の合意があること”を確認するため、下記の書類のいずれかが必要となります。また、同居親、別居親それぞれ個別にお会いして、事前相談をさせていただきます。

提出書類  
※いずれかひとつ

- 裁判所による面会交流に関する調停調書等
- 公正証書
- 弁護士による合意文書

## 面会交流支援事業の流れ



母子・父子福祉センター

NPO法人北九州おやこふれあい支援センター(こふれ)

### 1 問い合わせ・申し込み

まずは、母子・父子福祉センターにお電話でお問い合わせください。面会交流支援の概要や疑問などにお答えします。問い合わせは、同居親、別居親のいずれからでも結構です。

●問い合わせ・申し込み先  
母子・父子福祉センター  
**TEL 093-871-3224**  
受付 月～金曜日 / 9:30～17:30  
休日 毎週土・日・祝日  
年末年始(12月29日～1月3日)



### 2 条件確認

面会交流支援事業の対象となる条件に該当するかどうかを確認するため、下記の書類を提出していただきます。

#### 【提出していただく書類】

- |   |   |
|---|---|
| A | 父母の氏名や住所を証明するもの ▶▶▶ ex 免許証、健康保険証等の写しなど              |
| B | 子どもの氏名、年齢等を証明するもの ▶▶▶ ex 医療証、健康保険証等の写しなど            |
| C | 児童扶養手当受給証の写し ▶▶▶ 受給証がない場合は所得額証明書の写し                 |
| D | 裁判所による面会交流に関する調停調書等、公正証書、弁護士による合意文書 ▶▶▶ いずれかの写しをひとつ |

※その他、戸籍謄本や住民票等が必要な場合があります。

### 3 事前相談

電話予約のうえ、「NPO法人 北九州おやこふれあい支援センター」へお越しください。支援内容の説明、相談者の事情や要望等を聞かせていただきます。同居親、別居親それぞれ別々の日にお会いします。同居親は子どもと共同にお越しください。同居親が支援員とお話している間、別の支援員が子どもと遊び、子どもがその場に慣れて不安なく面会交流に臨めるよう支援します。



### 4 支援実施の決定

条件確認と事前相談の結果をふまえ、支援が可能かどうか決定します。

### 5 面会交流の方法・日程の決定

支援員と面会の方法や日程などを話し合い、支援計画を策定します。

#### 【面会交流支援の種類・内容】

付添い型支援	受渡し型支援
別居親に子どもを会わせることに同居親が不安を感じている場合などに、面会交流の場に支援員が付き添います。回数は月に1回まで、1回あたり2時間以内です。初回の面会交流は、「こふれ」で行います。	別居親に子どもを会わせることに問題はないが、父母が顔を合わせたくない場合などに、支援員が面会交流の日時、場所等について打合せや調整を行い、子どもの受け渡しをします。支援員は同行しませんが、緊急連絡に対応します。回数は月に1回まで、1回あたり6時間以内です。受け渡し場所は「こふれ」です。

### 6 面会交流の実施

面会交流支援計画にもとづき、取り決め事項を守りながら、面会交流を開始します。

支援する期間は、最初の面会交流を実施した日から最長1年間です。支援終了後は、父母が自力で面会交流が継続されることを目標としています。

